

2024年6月4日
報道・広聴課長 永塚
(担当：庄司 029-301-2133)

県無料法律相談における個人情報の漏えいについて

県が実施している無料法律相談において、個人情報に記載された書類を相談者が誤って持ち帰り、他の相談者5名の住所・氏名・相談内容及び相談者の関係者1名の氏名が漏えいする事案が発生いたしました。

このことは、県民の皆様の県に対する信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。

なお、漏えいの対象となった方には、電話及び訪問により事情を説明し、謝罪を行いました。

今後は、同様の事案が発生しないよう、再発防止策に万全を期してまいります。

記

1 事案の概要

(1) 事案発生日

2024年5月31日（金）

(2) 漏えい件数

6件 ※内訳：相談者5名分の住所、氏名、相談内容
相談者の関係者1名分の氏名

(3) 経緯

- ・茨城県弁護士会から派遣された弁護士が、相談室において13時30分の枠の相談者（以下「相談者A」という。）の対面に座り相談を受けた。
- ・その際、弁護士が「無料法律相談予定表」（住所、氏名、相談内容等が記載された相談者の一覧表で、当課が事前に作成し、県弁護士会に送っているもの。以下「予定表」という。）を持参し、自分側の机の上に置いていた。
- ・相談中、相談者Aが弁護士の右隣まで移動し、持参した書類を予定表の上に重なるように広げて説明。その後、書類を片づける際に、下にあった予定表に気づかず、相談者Aが自分の持参書類と一緒に持ち帰ってしまった。
- ・約40分後、予定表がなくなっていることに気づいた弁護士から連絡を受けた当課の職員が直ちに相談者Aに連絡し、返却を求め、その1時間後に回収した。
- ・なお、予定表のコピーなどはしていないことを、相談者Aには確認している。

2 原因

- ・当該相談に必要な書類を机の上に置いていたこと。

3 再発防止策

- ・無料法律相談時に個人情報が含まれる不必要な書類は持ち込まない。
- ・なお、県弁護士会にも注意喚起し、個人情報が含まれる資料は机の上に置かず、相談者の目に触れることのないよう取り扱うこと、また、終了時の手元書類の確認を依頼する。